

F22A 戦闘機・FA18E 戦闘攻撃機・F-16 戦闘機等の嘉手納基地への外来機飛来に断固反対する意見書

嘉手納基地第18航空団は、2月22日から26日にかけて、空軍、海軍、陸軍、海兵隊の部隊と航空自衛隊所属の航空機と合同訓練を行うとの連絡があった。訓練中、アイルセン空軍基地所属のF-16戦闘機10機と三沢基地所属のF-16戦闘機6機が参加するとのことである。

嘉手納基地においては、在沖米海兵隊普天間基地の滑走路補修工事を理由に、同基地所属の空中給油機などの固定翼機13機が1月10日から約3か月間、一時的に移駐している中、2月6日にB52戦略爆撃機1機が緊急着陸したのをはじめ、11日にF22A ラプター戦闘機4機、12日にはFA18E スーパーホーネット戦闘機3機が飛来するなど、外来機の飛来が後を絶たず、嘉手納基地周辺住民は強い憤りを覚える。

今回の戦闘機の飛来は、恒常的な騒音被害と新たな負担を強いるのは明らかであり、いかなる理由にせよ到底容認できるものではない。

よって、北谷町議会は町民の生命・財産・安全を守る立場から、合同訓練の中止と度重なる外来機の飛来、訓練に対し関係機関に、下記の事項を速やかに実施するよう強く要請する。

記

- 1 今後、いかなる理由にせよ、外来機の飛来、訓練をやめること。
- 2 外来機の飛来状況（通常の飛来を含む）を速やかに公表すること。
- 3 嘉手納基地の負担軽減を速やかに実施し、これ以上の機能強化をしないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年2月24日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当）
沖縄防衛局長